第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総 則

第1項 南海トラフ地震に関する対策の意義

「南海トラフ地震に関する対策」は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号、平成25年一部改正。以下「南海トラフ特措法」という。)」第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として必要とされる対策を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 南海トラフ地震に関する対策の性質

- 1 「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し 又は軽減するため、市、県及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について 定める。
- 2 「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分は、「南海トラフ特措法」第 5条第2項の規定に基づく推進計画に位置づける。

第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、 指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防 災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節に準ずる。

第4項 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法に基づく推進地域の指定基準は、震度6弱以上の揺れ又は3メートル以上の津波が予想される市町村である。

なお、岐阜県においては、南海トラフ地震防災対策推進地域が次のとおり指定されている。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備

(1) 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保は、第**2章第7節必需物資の確保対策(P34~P36)**により実施する。

なお、市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護の ため必要な物資、資機材の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

- (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置
- ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市計画に定める災害応急対策及び施 設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の 準備を行うものとする。
- イ機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

2 他機関に対する応援要請

他機関による応援要請は、第3章第4節自衛隊災害派遣要請(P122~P127)及び第6節 災害応援要請(P130~P131)によるものとする。市は、円滑な応援が受けられるよう、受援 に関する計画を作成し、受援体制を整えておくものとする。

3 帰宅困難者への対応

民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策をはじめとした帰宅困難者への対応は、第3章第22節 帰宅困難者対策(P214~P215)によるものとする。

4 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、県及び市は、国、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討するものとする。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

【実施担当部】

- 1 都市防災部 2 消防本部 3 まちづくり推進部 4 都市建設部
- 5 基盤整備部

〈方針〉

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設を整備するものとし、市は、これら防災施設につき期間を定め関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

〈実施内容〉

施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。建築物、構造物等の耐震化については第2章第17節まちの不燃化・耐震化(P58~P62)、緊急輸送道路の整備については第2章第15節緊急輸送網の整備(P54~P55)に準ずるものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報の受理・伝達

【実施担当部】

1 都市防災部

<方針>

中央防災会議の「南海トラフ地震部防災対策推進計画」及び「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に基づき、令和元年5月31日より、従前の「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」「南海トラフ地震に関連する情報(定例)」に変わり、※「南海トラフ地震臨時情報」※「南海トラフ地震関連解説情報」の発表が開始された。

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に発表される情報であるため、情報の受理・伝達を迅速に行う。

また「南海トラフ地震関連解説情報」は、観測された異常な現象の調査結果を発表した後、状況の推移等を発表する場合や、評価検討会の定例会合での調査結果を発表する情報である。

※の二つの情報を合わせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。

く実施内容>

1 「南海トラフ地震臨時情報」の発表

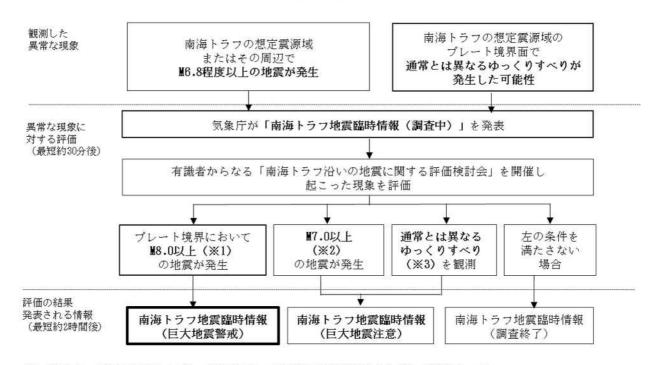
気象庁は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

このうち、「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をとりやすいよう、情報名の後にキーワードを付記し、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で発表する。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時		観測された異常な現象が南海トラフ沿い
情報	(調査中)	の大規模な地震と関連するかどうか調査
		を開始した場合、または調査を継続して
※防災対応がとりや		いる場合
すいようキーワード		南海トラフ沿いの想定震源域内のプレー
を付して情報発表	(巨大地震警戒)	ト境界において M8.0 以上の地震が発生し
		たと評価した場合
		南海トラフ沿いの想定震源域内のプレー
	(巨土地電洋辛)	ト境界において M7.0以上 M8.0 未満の地
	(巨大地震注意) 	震や通常と異なるゆっくりすべりが発生
		したと評価した場合等

	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)の いずれにも当てはまらない現象と評価し
		た場合
南海トラフ地震関連	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推	
解説情報	移等を発表する場合	
	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合	
	における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表	
	する場合を除く	

<異常な現象を観測した場合の情報発表の流れ>



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において<u>M8.0以上</u>の地震が発生した場合(半割れケース) ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において<u>M7.0以上、M8.0未満</u>の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内 のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース) ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なる ゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

2 「南海トラフ地震臨時情報」の伝達

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、短時間で正確かつ広範に伝達できるよう、避難指示等に準じた、多様な伝達手段の確保を図るとともに、あらかじめ伝達内容や伝達体制を検討しておくものとする。

なお、市は、南海トラフ地震臨時情報の内容のほか、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項についても周知するものとする。周知にあたっては、第3章第12節災害広報にある方法の中から、内容に応じた適切な方法を用いるものとする。

3 対応の基本的な考え方

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(内閣府(防災担当))や「岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」を参考に防

災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが 守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、 個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするも のとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1項 「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」発表時

「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合、最短で2時間後に調査の結果に基づく情報が発表される。このため、市は、災害対策本部事務室の構成員及び災害対策本部設置要員を招集し、災害対策本部設置の準備を行う。

第2項「南海トラフ地震臨時情報 (調査中)」の発表後の調査結果に基づく情報発表時の体制

巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了のいずれかのキーワードを付した情報が発表されるため、キーワードに応じた対応を行う。

「南海トラフ地震臨時情報」の種類	市の対応
「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震警戒)	非常体制 (災害対策本部設置)
※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境	※地域防災計画(地震対策計画)
界において M8.0 以上の地震が発生したと評	第4章第2節第3項と同様の体制
価した場合 (いわゆる「半割れ」のケース)	
「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震注意)	警戒体制 (災害警戒本部設置)
※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境	※地域防災計画(地震対策計画)
界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通	第4章第2節第2項と同様の体制
常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価	
した場合	
「南海トラフ地震臨時情報」(調査終了)	招集の解除
※(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれに	
も当てはまらない現象と評価した場合	

1 警戒体制(災害警戒本部設置)

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき、災害警戒本部を設置 し、本計画に定める災害予防、災害応急対策等を実施することにより、被害の未然防止及び 軽減を図る。

基準	体制をとる部(課)	分担任務
		①情報収集、伝達
南海トラフ地震臨時情報	都市防災部 (5名以上 次長、防災対策審議 監又は課長含む)	・自主防災隊長に連絡
(巨大地震注意)が発表さ		・防災行政無線放送
れたとき		・各メール配信
, ore a c		・本部連絡員等への情報伝達
		②非常体制への移行の検討、準備

		①消防庁舎の地震対策の確認
		②火災予防広報
	消防本部	③機械器具の点検
		④消防車積載器具の増強、燃料確認等
		⑤情報収集、伝達
		①管理施設の地震対策の確認
	基盤整備部	②急傾斜地等地域の広報
		③情報収集、伝達
	まちづくり推進部	①管理施設の地震対策の確認
		②広報
		③情報収集、伝達
		①管理施設の地震対策の確認
	都市建設部	②広報
		③情報収集、伝達
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)が発表さ		①管理施設の地震対策の確認
	経済部	②基盤整備部が行う広報の応援
		③情報収集、伝達
	行政部	①管理施設の地震対策の確認
		②集中管理車に関すること
れたとき		③災害対策本部事務室の開設準備
		①管理施設の地震対策の確認
	福祉部	②情報収集、伝達
		①管理施設の地震対策の確認
	教育部	②学校施設等への情報提供
		③情報収集、伝達
		①管理施設の地震対策の確認
	ぎふ魅力づくり推進部	②情報収集、伝達
		①上下水道処理施設の地震対策の確認
	上下水道事業部	②情報収集、伝達
		①管理施設の地震対策の確認
	十日 初 科 地 地 如	②防災資機材の貸出し準備
	市民協働推進部	②情報収集、伝達
	市長公室部	①マスコミへの情報提供
		②ホームページ等への災害情報の掲載
	環境部 保健衛生部	①管理施設の地震対策の確認
		②情報収集、伝達
		①管理施設の地震対策の確認
		②情報収集、伝達

《災害警戒本部室の組織》	《災害警戒本部室の任務》
警戒本部室は、庁舎16-1会議室に設置する。	①情報収集及び情報伝達
・警戒本部長(都市防災部の課長)	
・警戒副本部長(基盤整備部の団長)	
・警戒本部員	
・都市防災部・基盤整備部・まちづくり推進部・	
都市建設部・経済部(各1名)	

(各部の参集人員は、各部の災害応急対策マニュアルにより定める。)

2 非常体制(災害対策本部設置)

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき、災害対策本部を設置 し、本計画に定める災害予防及び災害応急対策を実施することにより、被害未然防止及び軽 減を図る。

なお、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震 注意)を経て段階的に発表されるものではなく、南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表後 直接発表されることに留意する。

基準	体制をとる部
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	全ての部(全職員)

(1) 設置場所

災害対策の中枢機能を担う災害対策本部室及び災害対策本部事務室を6階に設置。ただし、庁舎の状況や南海トラフ地震に関する情報の内容によっては、消防本部6階会議室に設置する。

(2) 体制の運用

市長は、必要に応じ、体制をとる部(本部事務室員含む。)を減ずる等変更を行う。なお、この場合において、防災監は、市長に意見を具申することができる。

市長は、必要に応じ、本部事務室の構成員である防災関係機関の職員を減ずる。なお、この場合において、防災監は、市長に意見を具申することができる。

(3) 解散

災害対策本部は、概ね次の基準により市長が解散する。 地震災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

第3項 災害対策本部等の組織及び分担任務

第4章第2節第5項 災害対策本部等の組織及び分担任務(P272~P288)に準じ、「東海地震」を「南海トラフ地震」、「東海地震予知情報」を「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」に読み替えて準用するものとする。

第4項 体制の伝達

第4章第2節第6項 体制の伝達(P287~P288)による。

第6節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の災害応急対策

第1項 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された後の災害応急対策の 実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震等)が発表された後の諸般の状況を具体的に把握する。

第2項 災害応急対策をとるべき期間等

市(町村)は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第3項 避難対策等

1 対応方針

中央防災会議の南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和元年5月31日)では、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として市町村があらかじめ定めた地域は、後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべきとされているが、本市域には、津波による浸水想定区域は無い。

一方で、県の「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について~住民避難の対応指針(案)~」では、過去の地震において震度6弱以上の大規模地震で土砂災害発生の可能性が高いこと、土砂災害は突発的に発生し、避難のためのリードタイムが確保できないことから、人的被害の軽減のためには事前避難を促すことが有効であるとされている。また、耐震性が不足する住宅の居住者は、身の安全を守るための行動を取るよう呼び掛けることとされている。

これを踏まえ、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民に対し避難を促すとともに、耐震性が不足する住宅の居住者に対し、身の安全を守るための行動を呼び掛けることとする。

参照:土砂災害(特別)警戒区域一覧(P407~P419)

2 避難の実施

(1) 平常時からの避難体制の確立

市は、平常時から、避難対象地域となり得る、土砂災害特別警戒区域内の地域住民に対し、家族等との連絡方法などを確認し、避難情報が発せられた場合の備えに万全を期するよう周知する。また、第2章第6節10避難行動要支援者の避難誘導体制の整備により、避難行動要支援者の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(2) 避難先の確保

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表に伴い、避難を促す若しくは呼びかける場合の避難先は、原則知人宅や親類宅等とする。

なお、市は、知人宅や親類宅等への避難が難しい住民に対し、避難所を開設できるよう、あらかじめ指定避難所の中から、候補施設を選定しておくものとする。

(3) 避難の呼びかけの方法

【案1】南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表に伴う避難の呼びかけは、第3章 第15節避難対策(P183~P189)における、対象地域への「高齢者等避難」の発令時と同様 の手法で行う。

【案2】市は、避難の呼びかけに係る伝達内容、伝達方法について、あらかじめ定めておく ものとする。

(4) 避難に係る食料、飲料水、生活必需品について

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表に伴う事前避難の際に必要となる食料、飲料水、生活必需品については、原則避難者自身において用意するものとし、市は、事前避難が必要な住民に対し、平常時から1週間分の備蓄をしておくよう、啓発を行う。

第4項 関係機関のとるべき措置

1 消防機関

消防本部は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発令された場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関へ伝達すること。
- (2) 火災の防除のための警戒、必要な機関へ情報を伝達すること。
- (3) 火災発生の防止、初期消火について住民等へ広報すること。
- (4) 消防車積載品の増強、出場隊の編成など同時多発火災への対応について検討すること。
- (5) 消防団との連携を密にし、不測の事態に備えること。
- (6) 自主防災組織が実施する消火活動等の指導に関すること。
- (7) その他必要な措置。

2 水防機関

基盤整備部は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発令された場合、不測の 事態に備えて、次の必要な措置を講ずる。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関へ伝達すること。
- (2) 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関へ情報を伝達すること。
- (3) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備をとること。
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国、県や他の水防管理団体と連絡を

密にし、不測の事態へ備えること。

3 水道事業者

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、各所における緊急貯水が必要である。水道事業者は、発災後の断水に備えて市民等が行う緊急貯水による水需要の増加に対応するため、給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

4 電気事業者

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるため、その供給を継続して確保する必要がある。電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要に応じて他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

5 ガス事業者

ガス事業者は、供給体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

6 通信事業者

通信事業者は、通信を供給する体制を確保するものとする。

通信が著しく困難となる事態が予想されるため、西日本電信電話㈱は、通信が困難となった場合には、一般加入者等の使用を適宜制限する等必要な措置をとる。また、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに、状況に応じ災害用伝言ダイヤル"171"及び災害用伝言板(Web171)を開設し、安否確認に必要な措置をとる。

7 放送事業者

放送事業者は、南海トラフ地震に関連する情報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

なお、報道に際しては、民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報等と併せて市民等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、市民等が防災行動をとるための必要な情報提供に努める。

8 金融事業者

金融事業者は、地震災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとるものとする。

なお、店頭の顧客に対しては、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表を直

ちに伝達するとともに、その後の来店客にも、その旨を確実に伝達する。

9 交通

(1) 道路

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合は、交通規制等の交通対策等の情報について周知を行うものとする。周知方法は、第3章第7節交通応急対策(P132~P136)による。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、列車 の運転状況や、列車の運行計画を旅客等へ案内する。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

10 市自らが管理等を行う施設に関する対策

市が管理する施設の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

(1) 不特定かつ多数のものが出入りする施設

(共通事項)

- ア 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達
- (ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- (イ) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を 入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

上記のア〜クにおける実施体制は、当該施設所管部局の市外応急対策マニュアルに定める。

(個別の施設ごとの措置)

- ア 動物園等にあっては、猛獣等の逃走防止措置
- イ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮 した措置
- ウ 幼稚園、小・中学校等にあっては、次に掲げる事項

- (ア) 児童生徒等に対する保護の方法
- (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者 等
- エ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項
 - (ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任等 なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。
- (2) 道路·河川等

ア 道路

道路管理者は、相互に連絡し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会に対し、出動準備体制をとるように要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

イ 河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行うとともに、水防管理者に対し、水防団の待機を要請し、また岐阜土木工業会に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

ウ 下水道

下水道管理者は施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

(ア) 災害対応組織の編成

職員の招集、役割分担の再確認、関係機関(警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道及び他下水道管理者)との情報交換を実施する。

(4) 管渠

地震発生後の調査や緊急措置のための資材の確保、調査用機材及び応急用器材の 点検を実施する。

(ウ) 処理場、ポンプ場

機械設備及び電気設備の点検を実施する。

工 治山施設等

治山施設等の管理者は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生のおそれのある箇所の把握に努め被災防止措置を講ずる。また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に出動準備体制をとるよう要請する。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)の共通事項に掲げる 措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (4) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物及びその他工作物又は施設について、必

要に応じて工事の中断等の措置を講じる。特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。

なお、倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その住民等に 対して注意を促すとともに市に通報する。

第5項 滞留旅客、帰宅困難者に対する措置

滞留旅客、帰宅困難者の保護等に必要な措置は、第3章第22節帰宅困難者対策 (P214~ P215) により行う。

第7節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の災害応急対策

1 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」等が発表された後の災害応急対策の実施 状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意等)が 発表された後の諸般の状況を具体的に把握する。

2 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

3 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第8節 防災訓練

【実施担当部】

1 都市防災部 2 消防本部

〈方針〉

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、必要に応じて防災訓練を実施する。

〈実施内容〉

第2章第4節防災訓練(P23~P24)により実施する。

第9節 地震防災上必要な教育

【実施担当部】

1 都市防災部 2 消防本部 3 教育部 4 各部

〈方針〉

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織と協力して、地震防 災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

〈実施内容〉

1 職員に対する教育

地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、職員に対し必要な防災教育を行うものとする。

なお、この教育については、各部で実施する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、 海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民に対する教育

市は、市民に対する防災教育を実施する。なお、この教育は、地域の実態に応じて地域 単位、職場単位等で行うものとし、ビデオなどの映像、各種講演会の実施など地域の実情 に合わせた、より具体的・実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (3) 地震等に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる地震災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における急傾斜地崩壊危険個所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (12) 自動車運転中における地震対応

3 児童、生徒等に対する教育

児童生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、**第2章第3節防災思想・防災** 知識の普及 (P20~P22) に準じて実施する。

4 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるための窓口について、相談の内容ごと適切に案内するものとする。